学校評価 関係法令条文

小学校設置基準(平成14年3月29日文部科学省令第14号)

(自己評価等)

- 第二条 小学校は,その教育水準の向上を図り,当該小学校の目的を実現するため,当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について自ら点検及び評価を行い,その結果を公表するよう努めるものとする。
 - 2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定して行うものとする。

(情報の積極的な提供)

- 第三条 小学校は,当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について,<u>保護者等に対して</u> 積極的に情報を提供するものとする。
- (注)同様の規定が,中学校設置基準,高等学校設置基準,幼稚園設置基準においても設けられて いる。

愛知県立学校管理規則(平成 16 年 10 月 22 日教育委員会規則第 10 号)

第六章 自己評価等及び情報の提供

(自己評価等)

- 第二十四条の二 学校は、その教育水準の向上を図り、当該学校の目的を実現するため、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について<u>自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする</u>。
 - 2 前項の点検及び評価を行うに当たつては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定して行うものとする。

(情報の積極的な提供)

第二十四条の三 学校は,当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について,<u>保護者等に対</u> して積極的に情報を提供するものとする。

改正教育基本法 (抜粋)(平成18年12月22日公布・施行)

第十三条 学校,家庭及び地域住民その他の関係者は,教育におけるそれぞれの役割と責任を自 覚するとともに,相互の連携及び協力に努めるものとする。

改正学校教育法 (抜粋) (平成 19 年 6 月 27 日公布, 平成 19 年 12 月 26 日施行)

- 第四十二条 小学校は,文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の<u>教育活動その他の学校</u> <u>運営の状況について評価を行い</u>,その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な 措置を講ずることにより,その教育水準の向上に努めなければならない。
- 第四十三条 小学校は,当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに,これらの者との連携及び協力の推進に資するため,当該小学校の<u>教育活動</u>その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

これらの規定は,幼稚園(第28条),中学校(第49条),高等学校(第62条),中等教育学校(第70条第1項),特別支援学校(第82条),専修学校(第133条),各種学校(第134条)に,それぞれ準用する。

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(抜粋)(平成 19年 10月 30日)

(学校教育法施行規則の一部改正)

第一条 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。 第四十九条の次に次の節名を付する。

第六節 学校評価

第五十条を次のように改める。

- 第五十条 小学校は,<u>当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について,自ら評価</u> を行い,その結果を公表するものとする。
 - 2 前項の評価を行うに当たつては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。
- 第二章第六節中第五十条の次に次の二条を加える。
 - 第五十条の二 小学校は, 前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者(当該小学校の職員を除く。)による評価を行い, その結果を公表するよう努めるものとする。
 - 第五十条の三 小学校は,第五十条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により 評価を行つた場合はその結果を,当該小学校の設置者に報告するものとする。

附則

この省令は,学校教育法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十六号)の施行の日から施行する。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令(抜粋) (平成 19 年 12 月 25 日文部科学省令第 40 号)

附則

~「~<u>第五十条から第五十条の三まで」を「~第六十六条から第六十八条まで」に改め</u>,~とする。

第五節 学校評価

- 第六十六条 小学校は,<u>当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について,自ら評価を行</u>い,その結果を公表するものとする。
- 2 前項の評価を行うに当たつては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。
- 第六十七条 小学校は,前条の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その 他の学校関係者による評価を行い,その結果を公表するよう努めるものとする。
- 第六十八条 小学校は,第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を,当該小学校の設置者に報告するものとする。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 19 年 6 月 27 日公布,平成 20 年 4 月 1 日施行)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

- 第二十七条 教育委員会は,毎年,その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。)を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い,その結果に関する報告書を作成し,これを議会に提出するとともに,公表しなければならない。
 - 2 教育委員会は,前項の点検及び評価を行うに当たつては,教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。